

セルビア王国成立前夜の政治思想にかんする考察

——ヒラントル修道院への二通の寄進文書（一一九八～一二〇二年）を中心に——

唐 沢 晃 一

はじめに

ギリシアのアトス山に、ヒラントル修道院というセルビアの自治修道院がある。⁽¹⁾ヒラントル修道院はセルビア文芸の中心地として有名であるが、最初の建立者は一〇世紀後半のビザンツ皇帝であった。建立後、ヒラントルは廃墟となるが、一二世紀末にセルビアの大ジユパン（大族長）ステファン・ネマーニャと末子の聖サヴァがこれを再建する。両者は、一一九八年にビザンツ皇帝から自治修道院の地位を獲得し、同修道院の基礎を築いた。そのさいネマーニャは、余生をこの修道院で過ごすべく、また修道院の将来の発展を願って、セルビア各地の村を寄進している。本論で

は、その寄進物件を書き記した二通の君主文書を検討しながら、王国（一一二七～一三七一年、一三四六年以後は帝国）成立前夜におけるセルビアの政治思想について考察する。

寄進文書は二通ある。発給者は、第一文書（一一九八～一一九九年）がネマーニャ、第二文書（一二〇〇～一二〇二年）がネマーニャの次子ステファンであり、起草者は二通とも聖サヴァである。本論では二通の文書のうち、第一文書のアレングを考察の対象とする。アレングの主旨については、二通の文書に違いはないからである。なお、ステファンはセルビア王国の初代王であり、一一一七年に教皇ホノリウス三世から王冠を授与されたことに因み、「初めて戴冠された者（プルヴォヴェンチャニ）」と呼び習わさ

れている（以下では一二一七年以前についてもステファン初冠王または初冠王と表記する）。また、聖サヴァはセルビア初代大主教であり、教会の確立を成し遂げた聖人として現在も崇拜されている。

中世セルビア史、あるいはビザンツ・スラヴ政治関係史の研究者は、この寄進文書を重要な史料と位置づけてきた。その理由は、文書のアレンガからビザンツ皇帝と大ジュパンの関係が読み取れるからであり、また、王国成立前夜の「大ジュパンがいかにして理念上の支配基盤を確立しようとしていたかがうかがえる点にある。そのさい、アレンガの記述が不明確であるために、史家の解釈は次の三つに分かれている。①大ジュパンにたいするビザンツ皇帝の理念的な上位性が投影されているという立場（ハフナー）、②大ジュパンが自国のなかで他君主と同等の統治権を要求したという立場（プリンツィンク）、③ビザンツ皇帝の理念的な上位性と、*Dei gratia*、つまり大ジュパンが神の恩寵によって支配権を委任されたという思想が並立しているという立場（ドゥシャニッチ）、である。

右のうち、筆者は大筋でハフナーとドゥシャニッチの立場を継承している。文書の起草者である聖サヴァはビザンツ文明の崇拜者であり、ビザンツ皇帝の理念的な上位性を否定しえたとは考えにくいからである。他方で、ドゥシャ

ニッチは考察のなかで *Dei gratia* を「ヨーロッパの政治思想」と位置づけており、この点にも疑問がある。果たしてビザンツ世界には、神の恩寵による統治権の委任という考え方が存在しなかったのだろうか。本論では、こうした疑問を解明するために、寄進文書のアレンガの部分を検証していく。そのさい、東西世界の政治文化がセルビア政治思想にどのような影響をおよぼしていたかという点に注意したい。

一 一二世紀末～一三世紀初めの政治状況

七世紀初めにバルカン半島に定住したセルビア人は、諸部族に分裂したままビザンツ帝国の支配下にあった。その後、一二世紀後半のラシユカ地方（サンジャク地方の一部）にステファン・ネマーニャの一族があらわれ、セルビアの大ジュパン家系となった。ネマーニャ一族の出自や、同家が大ジュパン家系となった経緯などについては不明点が多い。しかし、ネマーニャが一一六七年頃に大ジュパンに就任したこと、そしてかれを大ジュパンに任命したのがビザンツ皇帝マヌエル一世コムネノスであったことは間違いない。その後ネマーニャは、一一八〇年に同皇帝が死去すると、支配領域を西方のゼータ（モンテネグロの一部）や南

方のコソヴォに拡大し、ビザンツから独立する動きをみせる。これにたいして、皇帝イサキオス二世アンゲロスは一九〇年にネマーニャと和平条約を締結し、それまでにネマーニャが帝国から奪った諸地方をネマーニャに帰属せしめた。⁽²⁾ この和平条約は、ステファン初冠王へのエウドキア（アレクシオス三世アンゲロスの娘）の降嫁によって強化された。条約にしたがってアレクシオス帝は、一一九五年頃に娘をセルビアに送り出し、「尊厳公(σεβαστοκράτορ)」の称号も初冠王に授与している。

同じ頃、セルビアでは大ジュパン位をめぐる兄弟争いが始まる。当初ネマーニャは、大ジュパン位を長子ヴカンに譲るつもりであった。そのためかれは一一九〇年頃、ヴカンにゼータ地方を分封した。このことは、後のネマニッチ王朝の慣習から類推して、ヴカンがネマーニャの正当な後継者になったことを意味する。同王朝の歴代王は、後継者にゼータ地方を分封しているからである。だが右にみたように、ビザンツ皇帝は九五年に娘と尊厳公の称号をステファン初冠王に与えている。このことからネマーニャは後継者を初冠王に変更したことが分かる。

同じ九五年、ヴカンはネマーニャから離反した。ヴカンの離反が原因でネマーニャは後継者を初冠王に変更したのか、それともその逆であったのか、真相は分かっていない。

いずれにせよ、九五年にヴカンはゼータ地方の良港コトルに宮廷を設けて王と称し、⁽³⁾ ステファン初冠王と対立する。そのさいヴカンは、ハンガリー王国と教皇庁に庇護を求めた。当時、ハンガリー王権はバルカン内陸部への進出に積極的な意志をみせており、九八年三月にフム地方（ダルマティア南部とヘルツェゴヴィナの一部）を併合し、一三世紀初めにはボスニアにおける「異端」貴族の追放を試みている。そうした状況からみてハンガリー王権は、ヴカンを監督下におくことによってセルビアも臣従国にしようとしたのだろう。

この間、ネマーニャは一一九六年に大ジュパン位をステファン初冠王に譲り、冒頭で述べたようにアトス山へ引退している。聖サヴァが一二〇八年頃に著した『聖シメオン伝』（父ネマーニャの伝記）によれば、ネマーニャは引退するにあたり、初冠王を大ジュパンとして「戴冠」したと⁽⁴⁾いう。だが、当時のセルビアをとりまく政治状況は、ネマーニャが即位した一一六七年とは異なっていた。ハンガリー王国と教皇庁の進出が始まるなかで、従来の宗主国であるビザンツ帝国の国際的な権威は失墜していたと考えざるをえない。そのため、ステファン初冠王の選択肢は、教皇庁の上級支配権を承認し、兄ヴカンの動きを封じることしかなかった。そうした事情から、初冠王は一一九九年に教皇

インノケンティウス三世に書簡を宛てて、次のように述べている。「余らは、余の父「ネマーニャ」の良き時代と同様に、つねに聖なるローマ教会の足跡にしたがっています(Nos autem semper consideramus in vestigia sancte Romane ecclesie, sicut bone memorie pater meus)」。つまり、初冠王は教皇庁の上級支配権を認めたのであった。そのさい興味ぶかいのは、初冠王が書簡のなかで次のように自称した点であろう。「同じ「神の」恩寵と聖下の聖なるみことばによる、すべてのセルビア人の大ジュパン(eadem gratia et sancta oratione vestra magnus iuppas totius Serbye)」。この記述からみて初冠王は、全能者から教皇庁に下る恩寵と「同じ恩寵」が大ジュパンにも下っていると自覚していたことが分かる。換言すれば、初冠王は統治権の源泉として、教皇庁を経由した *Dei gratia* を想定していたことになる。⁽⁶⁾

その後ステファン初冠王は、一二〇一年頃にエウドキア妃をビザンツに帰国させて、親ローマ路線を明確化したうえで、教皇庁に王冠の授与を願い出た。そのさい初冠王は、隣国ブルガリアの例に倣って、この行動に出たと推測できる。第二次ブルガリア王国のカロヤン帝も、一一九九年と一二〇二年に、教皇庁の上級支配権を認め、王冠の授与を願い出ているからである。⁽⁷⁾だが、いずれにしても初冠王の

計画は成功しなかった。一二〇二年春にヴカンとハンガリー軍がセルビアを制圧し、初冠王を追放したからである。同年以後、ハンガリー王は「セルビア人の王」とも称し、中世をつうじてこの称号を用いづづけることになる。⁽⁸⁾

以上に、一二〇二年までの状況を概観したが、これ以後の経過についても簡単におさえておく。セルビア追放後、ステファン初冠王はブルガリアへ逃れ、カロヤン帝の支援をえて一二〇三〜〇五年に大ジュパンに復位する。詳細は不明だが、おそらく初冠王は一二〇六〜〇七年の冬にヴカンと和解したと考えられる。和解については、『聖シメオン伝』に記述がある。それによれば、両者は、ヒラシダルにいた聖サヴァに、父ネマーニャの遺体をセルビアに移送するよう申し出た。そこでサヴァが父の棺を開けると、死後八年を経過した遺骸は無傷のまま横たわっていた。サヴァはこれをセルビアに運び、ストウデニツァ修道院に聖人として埋葬した。そのようにして兄弟は、父の墓前で和解したのであった。⁽⁹⁾なお、このときヴカンはゼータ地方の「王」位を子のジョルジェに譲り、一二〇九年頃に死去するまで「大公」と名乗った。

ここで、ヒラシダルへの寄進文書(一一九八〜一二〇二年)との関係で、次の点を確認しておく。ネマニッチ家にとって、ヴカンが離反した一一九五年から、ステファン初

冠王がセルビアへ帰国する一二〇三〜〇五年の時期は、危機の時代であった。たとえば第一文書の発給時に、ハンガリー王国はフム地方を併合している。この地方は、ネマニャの代にはセルビアの分領地であり、一一八九〜九一年の期間、ネマニャはこの地方を分領地として聖サヴァに治めさせている（後代の伝説によれば、一一九一年後にサヴァはアトス山へ「逃亡」し修道士となった）。また、第二文書の発給直後に、ステファン初冠王はセルビアから追放されている。つまり、ハンガリー王国がヴカンをつうじて大ジュパン領を臣従国とするなかで、ステファン初冠王はセルビアを追われ、帰国できなくなる恐れがあった。そのような危機は、初冠王を支持し、大ジュパン領の確立を願うサヴァにとっても好ましからざる事態であったにちがいない。こうした点からみて、以下で検証する寄進文書の叙述は、ネマニッチ家の危機的な状況を反映していると解釈することができる。

二 ヒランダル修道院への二通の寄進文書

二通の寄進文書は、アレンガに大ジュパンの統治権にかんする長文がみられる点と、インムニテート特権が記されていない点を除けば、セルビアにみられる通常の君主文書

と形式上、変わりはない。なお、インムニテート特権についての記述がないことは、一二世紀末〜一三世紀初めのセルビアが領主制確立以前の段階にあったことを示している。また文書の内容については、二通ともコソヴォとゼータ地方における村やその他の物件を記載し、ヒランダルに寄進すると規定している。第一文書でネマニャが寄進したのは、コソヴォ西部の九か村と二つのぶどう園、四つの養鶏場、ボガチャ山の放牧地、「ラーデとジュルジェの裁判管区」に住む牧畜民一七〇人、ゼータ地方の雌馬、同じ地方の塩一二三キログラムなどであった。他方、第二文書のなかでステファン初冠王は、コソヴォ西部の一三か村とドリ・ドール山、二つのぶどう園、クニナツ市場を寄進している。

次にアレンガについてであるが、叙述の流れは二通とも同じであり、大ジュパンの統治権、ネマニャによる祖国の再建、ネマニャの信仰の深化、ステファン初冠王への譲位とアトス山への引退、ヒランダル修道院の再建について叙述している。このうち、大ジュパンの統治権については、二通ともほぼ同じ表現で語られている。他方で、第二文書には第一文書にない叙述もみられる。たとえば、ネマニャが春の野原を幻視し、アトス山で僧侶として余生を送る決意をする叙述は、第一文書にみられない（この場合、

野原はアトス山を象徴する)。以下、第一文書のアレンガから大ジュパンの統治権にかんする叙述を引用する。

「はじめに神は、天地と人を創造した。神はかれらを祝福して、すべての被造物を治める権力を与えた。神は、ある者を皇帝 (cars) に、別の者を侯 (knezs) に、また他の者を支配者 (vladika) にすえた。そのようにして、それぞれの者に羊の群を監督させ、かれらに振りかかる悪から守らせた。兄弟よ、このようなわけで慈悲深き神は、ギリシア人を皇帝に、またハンガリー人を王にすえた。そしてすべての民 (eziks) を分け、それぞれに法を与え、慣習を授けた。叡智ある神は、慣習と法ごとに分けた民のうゑに支配者をおいた。そのようなわけで神は、惜しめない恩寵と愛によって、余らの先祖、余らの父祖にセルビアの地の支配を委ねた。神は、人が良き方向へ向かうように働きかけ、その破滅を望まないからである。それゆゑ神は、聖なる洗礼式においてステファン・ネマーニヤの名を授かった余を、大ジュパンに立てた。その後余は、祖国を再建し、さらに神の支援と神から授かった知恵によって祖国を確立した⁽¹⁰⁾」。

この叙述の少し後に、ネマーニヤの退位についての記述がある。それも以下にあげておく。

「余は、王座と、キリストが授与した統治権を、余が愛

する息子、大ジュパンにして尊厳公 (sevastokrator)、神によって戴冠されたギリシア人の皇帝アレクシイ「アレクシオス三世アングロス」陛下の義子ステファンに譲渡した⁽¹¹⁾」。

以上にアレンガの一部を引用したが、ここからは、『創世記』の影響とともに、皇帝・侯・支配者という序列や、全能者の恩寵による統治権の委任といった政治思想が明確に読み取れる。ところで、以上の寄進文書を起草したのが聖サヴァである点は、史学では等閑視されてきた⁽¹²⁾。しかしこの点は、右にあげた政治思想の起源を考えるうえで重要であり、本論で考察する問題にもかかわることなので、以下、起草者を聖サヴァとする根拠について述べておく。

第一に、ヒランダル⁽¹³⁾の再建を指導したのはサヴァであった。第一文書が発給されたのは、皇帝アレクシオス三世アングロスが再建を認可した一一九八年七月から、ネマーニヤが死去する一一九九年二月の間であったと考えられる。というのは、皇帝が再建を認可しなければネマーニヤはヒランダルに寄進文書が発給しえないし、他方、文書末尾にはネマーニヤの署名があるからである。この時期、サヴァは精力的に再建活動を進めている。たとえば、皇帝の認可をえるために、一一九七年末～一一九八年初め、一一九九年春～夏と二度にわたってコンスタンティノープルを訪問している。また、九九年八月～同年末には『ヒランダル修道

院規定』も編纂した。こうした活動状況からみて、寄進文書もサヴァが起草したと考えるのが自然であろう。

第二に、アレングの叙述は『聖シメオン伝』（先述したサヴァの著作）の文体と一致する。アレングには、ネマーニャの業績が比較的平易な表現で自伝的に綴られている。そこには、一四世紀のセルビア君主文書にみられる複雑な神学的修辞は、あまり認められない。この点でアレングは『聖シメオン伝』と共通の特徴を有している。『聖シメオン伝』も、ビザンツにおける聖人伝の形式を必ずしも踏襲せず、「控えめで無口な「聖人伝」の文体から逸れて、自分のことを語ろうとする」⁽¹³⁾ サヴァの意図があらわれているからである。さらに、アレングと『聖シメオン伝』にはほぼ同じ叙述がある（第四章を参照）。この点も、起草者がサヴァであったことの根拠となる。サヴァは、寄進文書を起草した時点で『聖シメオン伝』の執筆を構想していたのであろう。

三 アレングをめぐる研究史

ここでアレングの叙述を要約すると、次のようになる。全能者は皇帝・侯（王）・支配者を任命し、ビザンツのローマ人に皇帝を、ハンガリー人に王の地位を授けた。全能者

セルビア王国成立前夜の政治思想にかんする考察

は統治権の源泉であり、大ジュパンのネマーニャにセルビアの統治権を授与したのも全能者である。以下では、この叙述にかんする三つの解釈を概観してみる。

この叙述から皇帝 (car)・侯 (knez)・支配者 (vladik) という三層の支配序列を最初に読み取ったのは、ハフナーであった⁽¹⁴⁾。ハフナーはこの序列が、「ローマ人の皇帝」を頂点とし、周辺諸君主によって構成されるビザンツの位階秩序理念と一致すると解釈している。ここで位階秩序理念の全容と意義について考察することはできないが、さしあたりこの理念の例として、ビザンツ皇帝を諸君主の「父」とする擬制的な親族秩序をあげることができる。たとえば皇帝コンスタンティノス七世ポルフィロゲニトスは、九五九年頃に『ビザンツ宮廷の儀式について』を編纂し、そのなかで周辺諸君主を皇帝との縁故関係にしたがって、皇帝の子供、兄弟、友人、臣民と位置づけている。このうちセルビアのジュパンは臣民とみなされた⁽¹⁵⁾。そのさいハフナーは、皇帝を中心とする親族秩序の世界観が、右の皇帝・侯・支配者という序列のなかにあらわれていると考えた。そしてかれは、セルビア人がビザンツ皇帝・ハンガリー王に次ぐ「第三位」を要求したと結論している。

これにたいしてプリンツィンクは、叙述のなかにそうした位階秩序理念は認められないと反論する。プリンツィン

クによれば、もしセルビアの大ジユパンがビザンツ皇帝の理念的な上位性を認めていたとすれば、アレンガには皇帝を他の君主と区別し、高める表現が付け加えられねばならない。しかし、アレンガにそうした表現は認められない。このことからかれは、セルビア君主が意図したのは「第三位」ではなく、ビザンツ皇帝・ハンガリー王と「同等」の地位であったと解釈する。つまりセルビアの大ジユパンは、「支配領域を個々の種族に限定することによって、名目的には異なる称号をもつ支配者の理論的な同質性⁽¹⁶⁾」を主張したということになる。

他方、セルビア本国の政治思想研究では、アレンガに位階秩序理念と *Dei gratia*、すなわち全能者の恩寵による統治権の委任という政治思想が並立しているという解釈が定説となりつつある。その代表例はドゥシャニッチである。彼女によれば、皇帝・侯・支配者という序列には、やはり位階秩序理念の影響が認められる。しかし他方で、ヨーロッパ政治思想との近似性も無視できない。ヨーロッパでは、カロリング朝時代から全能者が君主権の源泉とみなされていた。そうした理念がセルビアにもあったことは、アレンガに「キリストが授与した統治権」という一文があることからも分かる⁽¹⁷⁾。こうした点に依拠して、ドゥシャニッチはアレンガに位階秩序理念とともに *Dei gratia* の思想があ

らわれていると結論した。

では、ドゥシャニッチがいう「東西政治文化の並立」は、正確に何を意味しているのか。ステファン初冠王は、アレンガのなかで「アレクシオス一世の義子にして尊厳公」と記されている。つまりここで初冠王は、ビザンツ皇帝の子供や帝国の爵位保持者と位置づけられているので、実際には位階秩序に組み込まれていることになる。このことは、全能者の恩寵による統治権の授与という思想と両立しうるのか。いま一度、ドゥシャニッチの解釈をみてみたい。

彼女によれば、*Dei gratia* とビザンツ官職の並立はセルビアの「文化的雑種性」を象徴する⁽¹⁸⁾。中世後期のセルビアは東西世界の境界にあり、両世界の政治思想を継承していた。たとえば、東方世界にたいして、一三世紀初め〜一三三三年のセルビア君主は原則としてビザンツの位階秩序理念を尊重している。一四世紀初めのミルティン王が、ある寄進文書のなかでビザンツ皇帝を「余の主人にして父」と記したのは、そうした例であろう。しかしドゥシャニッチによれば、セルビア君主は単純に位階秩序理念を遵守していただけではない。というのは、かれらは *Dei gratia* を表明し「専制君主 (*samodržac*)」と称することによって、「逆の態度」をとることもできたからであった⁽¹⁹⁾。

では、「専制君主」とは何か。専制君主とは、ビザンツ

における「アウトクラトル (*avtopkratop*)」、すなわち「文明世界における唯一の皇帝」をスラヴ語に訳した称号である。⁽²⁰⁾ ルーシでは一五世紀末以後の、また第二次ブルガリア帝国では一三世紀前半〜一四世紀後半の君主が専制君主と称した。セルビアの場合、一二二〇年代〜一五世紀前半の君主がこの称号を使った。そのさいドゥシャニッチは、専制君主の語源が「サーム・ドゥルジャティ (・スヴォユ・ドゥルジャヴ)」、つまり「自分一人で (国を) 所有すること」であることや、この称号が一二一七年の王国成立後すぐにスラヴ語君主文書にあらわれることなどを根拠として、王国時代のセルビアにもヨーロッパと同様の国王首位説、つまり「自国における皇帝」という思想があったと指摘している。⁽²¹⁾ つまりセルビア君主は専制君主と称しえたゆえに、必ずしも位階秩序理念を尊重していただけではなかったことになる。

筆者は、この専制君主の称号が、中世セルビアにおける政治思想の特徴を説明する重要な手がかりの一つになると考えているが、その点については本論の最後で指摘することにして、ここでは以上三人の解釈にたいする筆者の立場を明らかにしておく。まずプリンツィンクの解釈については、文書の起草者が聖サヴァであることを念頭において、厳密な再検討を要する。冒頭で触れたように、サヴァはピ

ザンツ文明の崇拝者であり、簡単にビザンツ皇帝の理念的な上位性を否定しえたとは考えにくい。実際、アレンガをよく読むと皇帝の上位性は否定されていない。また、寄進文書が発給された一一九八〜一二〇二年の政治状況を見ると、セルビアが他君主との「等価」を主張しうる状況ではなかったことが分かる。

他方、アレンガにビザンツの位階秩序理念が投影されているとみなす点で、ハフナーとドゥシャニッチの解釈に大筋で異論はない。また、セルビア政治文化の特徴が「雑種性」にあるとするドゥシャニッチの指摘には、学ぶべき点がある。その理由は、「雑種性」という視点からセルビア政治文化の他の特徴を明らかにしうることにある。たとえばセルビアの「王冠」概念は、ヨーロッパにみられた王冠概念と、ビザンツ的「帝冠」概念とのあいだに生まれた雑種であったと思われる。セルビア王冠には、個人としての王を超えた抽象的な国家概念と、君主が「国家」を内包した帝冠概念という二つの機能が備わっているからである。また、先に述べた専制君主の称号も、語源はビザンツにあるが、王国時代には「自国における皇帝」という意味で用いられた。ここにはヨーロッパ的な国王首位説がみられるといつてよい。したがってこれも雑種性の例といえるだろう。そうした雑種性の例は、程度の差はあれ他の東欧地域

にもみられると考えられる。つまりこの視点は、セルビアと東欧の共通性を説明するうえで有効であろう。

右のようにドウシャニッチの指摘は重要であるとはいえ、ここで考察する寄進文書の解釈については、疑問がないわけではない。たとえば、「神の恩寵による統治権の委任」にかんするドウシャニッチの解釈には疑問がある。彼女は、*Dei gratia* がヨーロッパの政治思想で、位階秩序理念がビザンツの政治思想と位置づけている。それは、彼女が次のように述べたことから分かる。「西ヨーロッパにおける神の恩寵による君主という政治概念は、東方世界には十全の意味での対応物がない。またビザンツにおける「文明世界に」唯一の皇帝という政治概念も、諸国が分立する西ヨーロッパ世界には本質的に浸透しなかった⁽²²⁾。しかし、たとえ「十全の意味での」*Dei gratia* ではないにせよ、ビザンツ世界に「神の恩寵による統治権の委任」という考え方が存在しなかったわけではない。もし聖サヴァがビザンツからこの政治思想を受容して寄進文書のアレンガを起草したとすれば、ドウシャニッチの解釈にも修正が必要となる。以上から、以下では、①皇帝・侯・支配者の序列、②一二世紀末～一三世紀初めの政治状況、③ *Dei gratia* の起源（あるいは聖サヴァと東西世界の関係）、の三点について考察したい。

四 聖サヴァと東西世界

まず、皇帝・侯・支配者という序列であるが、ここに積極的な「等価」は認められない。この序列は「等価」をあらわすのではなく、ビザンツの位階秩序理念に対応する周辺・スラヴ的な世界観であったと考えられる。その根拠は三つある。

第一に、この序列のなかには皇帝と大ジュパンが同じであるとする記述はどこにもみられない。一三世紀のヨーロッパには、王は称号のちがいかかわらず、自国で皇帝や教皇と同じように統治するという国王首位説があった。たとえば、一三世紀フランスの法学者であるボーマノワールは、「国王は自己の王国では皇帝である」と述べている⁽²³⁾。ここでボーマノワールは、王と皇帝の等価を主張することによって、教皇庁や神聖ローマ皇帝の普遍的統治権をフランスから排除しようとしている。もし寄進文書のアレンガにこれと同様の一文があるとすれば、セルビアの大ジュパンはプリンツィンクがいう意味での「等価」を要求していたことになる。しかし、結局のところアレンガは大ジュパンを「皇帝」とは記していない。アレンガは、セルビアの大ジュパンも全能者の恩寵によって自国を支配しようと記

すにとどまる。したがって、そこに厳密な意味での「等価」はあらわれていないと解釈したほうがよい。

第二に、プリンツィンクは、位階秩序理念にたいするビザンツ側の理解と、臣従国であるセルビア側の理解が同じであったという不適切な前提から出発している。しかし、そもそもビザンツ世界の周辺で暮らす支配者や知識人は、位階秩序理念を正確に理解することができたであろうか。たとえば、聖サヴァは『ビザンツ宮廷の儀式について』のなかで体系化された皇帝・臣従国の関係を、どれだけ把握していたのか。オボレンスキーによれば、サヴァはギリシア語で詩篇を読むことに困難を感じていた。⁽²⁴⁾ おそらくギリシア語にそれほど堪能ではなかったのだろう。そうした事情からみて、サヴァのビザンツ理解がビザンツ側の自己理解と違うものであったことは想像がつく。

しかし、それにもかかわらず、サヴァにとって帝国の上位性が自明であったことに注意する必要がある。先に述べたように、サヴァは二度コンスタンティノープルを訪問し、一二一九年にはニケーア帝国で総主教からセルビア大主教に叙階されている。さらに、ヒランダルの再建を承認したのはビザンツ皇帝だったから、皇帝の権威を否定することは出来なかつただろう。ようするにサヴァは、皇帝・侯・支配者という序列のなかに皇帝の上位性を認めていたので

はないか。たしかにサヴァは、序列のなかに皇帝を高めるような表現を記していないが、序列の最初に皇帝Ⅱ「ギリシア人の皇帝」Ⅱビザンツ皇帝をあげているからである。

第三に、セルビアの場合と類似の支配者の序列は、他のビザンツ圏スラヴ諸国にも認められる。たとえばキエフ・ルーシで一一一六年に成立した『原初年代記』（ラヴレンチー写本は一三七七年に成立）にも、皇帝・侯・権力者（裁判官）という支配者の序列が記されている。年代記は、スヴァトポルク公によるボリスとグレープ兄弟の殺害やスヴァトスラフの殺害計画について記した後で、読者にたいして「邪悪な支配者には最高者から大きな禍が降りかかる」と警告している。その根拠は、次のようであった。

「最高者は皇帝と公を定め、望む者に（権力を）与えられる。もしもある国が神にとって好ましいものならば、（神は）裁きと正義を愛する正しい皇帝あるいは公をその国に定め、権力者と裁きを司る裁判官を任じられる」。⁽²⁵⁾

ここで年代記の編纂者は、支配家系の兄弟争いを戒める根拠として、皇帝・公・権力者という世界観について叙述しているのであり、キエフ大公のビザンツ皇帝にたいする「等価」を主張するためにこれを叙述したとは考えにくい。なおこの年代記は、キエフ大公ウラジミール・モノマフの治世下に聖ミハイル修道院の修道院長シリヴェストルが編

纂したとされる。⁽²⁶⁾モノマフ大公は、セルビアのネマニッチ家と同様に、ビザンツ皇帝と親戚関係にあった。大公の母は皇帝コンスタンティノス九世モノマコスの娘であり、孫娘はヨハネス二世コムネノスの子と結婚している。こうした親戚関係を背景に、大公自身もビザンツ皇帝の理念的な上位性を認めていたと考えられる。たとえば、大公がキエフの聖ソフィア教会に描かせた教会壁画の例が参考になる。そこには、コンスタンティノープルにある馬車競技場のロイヤル・ボックスから競技を眺める皇帝の姿が描かれている。モノマフ大公はこの壁画を描かせることによって、ビザンツの政治文化を領民に伝え広めようとしたのであろう。⁽²⁷⁾

では、『原初年代記』の編纂者であるシリヴェストルも、ビザンツ皇帝の理念的な上位性を認めていたと考えてよいだろうか。年代記には、モノマフ自身の書簡が転写されている。このことから、シリヴェストルは大公家と緊密な交際関係にあったことが分かる。つまり、修道院長が大公家をつうじてビザンツの政治文化に親しんでいた可能性はある。そうであるとすれば、修道院長は大公とともに、皇帝・公・権力者という序列じたいに皇帝の理念的な上位性を認めていたことになる。

なお、同じ支配者の序列はブルガリアにも認められる。ハフナーによれば、一〇世紀ブルガリアの聖職者ヨアン・

エクザルフが著した著作のなかに、「皇帝、公、王という支配者の序列 (vlasteŭi po rjadu, cari i krsnezi i kraleveŭ)」という表現がある。⁽²⁸⁾

一〇世紀のブルガリア、一二世紀初めのキエフ・ルーシ、一二世紀末のセルビアにおける支配者の序列は、何を意味するのか。ビザンツ帝国・周辺諸国の実力関係は、時代によって強弱のちがいがあがる。しかし、支配者の序列はそうした実力関係とは無関係に、時空を超えてあらわれている。このことから考えて、序列はビザンツの位階秩序理念に対応するスラヴ側の世界観だったと解釈したい。セルビアの場合、そのような世界観を抱いたのは聖サヴァであった。サヴァは、コンスタンティノープル訪問やギリシア人聖職者との交流をつうじてビザンツ文明に親しんだ。かれにとつて、世界の中心にローマ人の皇帝がいるという理念は受容しやすいものであったと思われる。

寄進文書が発給された一一九八―一二〇二年の政治状況も、セルビアが皇帝の理念的な上位性を無視しうる状況ではなかったことを裏づける。当時、聖サヴァの最大の懸念は、ヴカン・ステファン兄弟の争いがネマニッチ家を滅亡へ導くことにあった。この点は、サヴァが著した『聖シメオン伝』をみれば分かる。その執筆動機は、ネマーニャの業績を讃えるとともに、兄弟の和解を説くことにあったと

いえる。たとえばこの伝記のなかでネマーニャ（僧名シメオン）は、大ジュパン位を初冠王に譲るさいに、兄弟を次のように戒めている。「兄弟同士、愛し合うように。互いにいかなる悪意も抱かないように。神と余が、余の王座に据えた者「ステファン初冠王」に、従順に従い、いうことを聞くように」（ヴカンへの戒め）。「国を治める者が兄弟を傷つけてはならない。名誉をもって兄弟に接するように」（初冠王への戒め）⁽²⁹⁾。こうした叙述の後で『聖シメオン伝』は、アトス山におけるネマーニャの生活や、その衰弱と死去について記している。そして、同伝記は初冠王とヴカンによる聖遺体の埋葬でクライマックスを迎える。このことからみて、兄弟の和解がサヴァの大きな関心であったことは確かであろう。

そのさいサヴァは、兄弟の和解を説くとともに、ネマーニャとステファン初冠王の支配権が正当なものであることを示さねばならなかった。第一章で概観した状況のなかで、もし大ジュパン位がヴカンに渡り、ハンガリー王国への臣従関係が強まれば、ネマニッチ家は国を失う恐れがあったからである。そのために、サヴァはビザンツ皇帝の理念的な上位性を認めたのであろう。たとえばかれは、『聖シメオン伝』のなかでも初冠王を「神によって戴冠されたギリシア人の皇帝アレクシイ陛下の義子」と記している⁽³⁰⁾。大ジュ

パンの支配権を確立するうえで、皇帝との婚姻関係はやはり重要であったといえる。

ただしサヴァは、ビザンツの位階秩序理念だけでは支配の正当性を主張しえなかった。当時のセルビアに実質的な意味での上級支配権者はなく、したがって国内でおこった争いは自力で解決しなければならなかったからである。サヴァが *Dei gratia* を表明し、全能者と直接的な関係を結ぶことを願ったのは、そのような理由にもとづくものであったと考えられる。そのさい『聖シメオン伝』の冒頭にも、アレンガとほぼ同じ、「神の恩寵による統治権の委任」にかんする叙述があることは興味ぶかい。

「神は、人が良き方向へ向かうように働きかけ、その破壊を望みませんでした。それゆえ、この専制君主たる主君、すなわちステファン・ネマーニャと呼ばれる者に、セルビア人の地を統治させたのです」⁽³¹⁾。

以上から分かるように、『聖シメオン伝』にはビザンツ位階秩序と、「神の恩寵による統治権の委任」が並立している。これはアレンガの特徴と一致する。つまりサヴァは、一二世紀末〜一三世紀初めにおける困難な政治状況のなかで、ネマニッチ家の支配権を確立するために、位階秩序理念であれ、*Dei gratia* であれ、有効な思想基盤を受容する必要に迫られていたのであった。

では、セルビアにおける *Dei gratia* の起源は何か。ドゥシャニッチはその起源について、ヨーロッパ政治思想と、おそらくは『創世記』の二つを念頭においていたと思われるが、筆者は、それらに加えて、ビザンツからの影響もあったのではないかと考えている。ここでは、東西政治思想の影響について考えてみる。

まずヨーロッパ政治思想の影響についてであるが、サヴァが、ネマーニャや初冠王をつうじて、教皇庁から間接的に *Dei gratia* の教説について示唆を受けていた可能性がある。そもそもネマーニャは、ローマ教会の管轄区があるモンテネグロのポドゴリツァで生まれ、初めはカトリック教徒として洗礼を受けている（後にラシュカ地方で正教徒として二度目の洗礼を受けた）。そうした事情からみて、ネマーニャは大ジュパンとなった後も、教皇庁と接触をつづけた可能性がある。また初冠王にかんしては、第一章で述べたように、一一九九年に教皇庁と「同じ恩寵」のもとにあると述べて、その上級支配権を承認している。つまり初冠王は、この前後の時期に教皇庁から *Dei gratia* について示唆を受けていたことになる。さらに初冠王が、一一九八年七月頃にヒランダル修道院を訪問している点も重要であろう。⁽³²⁾ このとき初冠王は、*Dei gratia* をサヴァに示唆したのではないか。

他方で、サヴァはビザンツ政治思想からも *Dei gratia* を汲みとることができた。ビザンツ世界でも、「神の恩寵による統治権」という政治思想が知られていたからである。たとえばコンスタンティノーブル総主教ニコラオス二世ミスティコス⁽³³⁾は、九一四年にブルガリア王シメオンに書簡を宛て、次のように述べている。

「神はそれぞれの民族に領域と名誉、そして称号を授けた。神が授けた名誉に満足する者は生きながらえることができる」⁽³³⁾。

「領域と名誉、そして称号」を授与するのはビザンツ皇帝であったが、総主教はこのように述べることによって、実際には *Dei gratia* という政治思想を認めていることになる。これと同様の例は、コンスタンティノス七世による『ビザンツ宮廷の儀式について』にもある。それによれば、帝国の国務長官は、宮廷でブルガリア王の使節に謁見するさいに、王を「神より発するブルガリアの聖なる支配者」と呼ぶ慣わしがあった。⁽³⁴⁾ この例でも、ビザンツ側は実際にブルガリア君主の統治権が「神より発する」ことを認めている。さらに、先に引用したように、キエフ・ルーシの『原初年代記』にも、次の一文がある。「最高者は皇帝と公を定め、望む者に（権力を）与えられる」。

こうした例からみて、*Dei gratia* がヨーロッパの政治

思想であるとするドゥシヤニッチの解釈をそのまま肯定することはできない⁽³⁵⁾。聖サヴァは、ビザンツからも *Dei gratia* を受容しえたからである。東西政治思想の差異を明らかにすることは重要であり、筆者もその視点から出発している。しかし、統治権の源泉という根本的な点では、東西世界に大きな差はないと考えたほうがよいだろう。セルビアの「雑種性」は、おそらく専制君主称号の用いられ方や位階秩序理念のスラヴ・周辺の解釈といった、より細部の点にあらわれている。今後はそうした特徴を、東西世界の政治文化と照らし合わせて浮き彫りにすることが筆者の課題の一つとなるだろう。

おわりに

一二一七年、ステファン初冠王はジーチャ修道院で教皇ホノリウス三世の特使から王冠を授かった。本論で述べたように、初冠王が兄のヴカンと和解したのは一二一〇六〇七年であったが、その時点で教皇庁が王冠を授与しえなかったのは、兄弟の確執がその後もつづいていたからであろう。初冠王は、一二一六年頃にゼータ地方からヴカン家系を一掃し、セルビアの正当な支配者となった。教皇庁は、これを確認したうえで初冠王に王冠を授与したと考えてよい。

セルビア王国成立前夜の政治思想にかんする考察

そのさい、修道士ドメンティヤンの『聖サヴァ伝』によれば、初冠王の戴冠にはハンガリー王安ドラーシュ二世が反対した。しかし聖サヴァがハンガリーへ行き、真夏に大きな氷塊を出現させるという奇跡をおこなうことによって王を宥め、セルビアへの出兵を思いとどまらせたという⁽³⁶⁾。あるいはファインが示唆するように、王がセルビア出兵を諦めたのは十字軍への参加を控えていたからかもしれない⁽³⁷⁾。その三年後、つまり一二二〇年に、「神の恩寵による王」という表現はジーチャ修道院への寄進文書に再びあらわれる。この文書のなかで初冠王は次のように称している。「神の恩寵によって最初に戴冠された (po Božjei milosti vènbčani prvi kralj)」、すべてのセルビア人の地とディオクリティア、トラヴニア、ダルマティア、ザフムリエの⁽³⁸⁾王」。初冠王は、王冠の授与をつうじて教皇庁と直接交流があったから、*Dei gratia* (po Božjei milosti) を強調する理由は十分にあったであろう。そのようにして *Dei gratia* はセルビア君主の称号に取り込まれ、以後、定着することになる。

だが、本論で考察したアレングの叙述は、以後の君主文書には認められない。その要因は他の思想基盤にある。王国成立後のセルビア君主は、王冠や専制君主称号、あるいはネマニッチ王家の「聖なる根」といった権力の徴を個別

に取り込んでいくことによって、理念的な基盤を確立しえたのであろう。

そうした権力の徴のうち、とくに「専制君主 (samodržac)」称号に注意したい。先に述べたように、専制君主は、ビザンツの「アウトクラトル (αυτοκράτωρ)」をスラヴ語に訳した称号であった。この称号は、王国時代のセルビアでは「自国における唯一の権力者」の意味で用いられた（ただし絶対君主のように国内における無制限の統治権者を意味しない）。この問題については次稿に譲るが、プリンツィンクが主張したセルビア君主の「等価」要求は、ヒランダルへの寄進文書ではなく、この専制君主称号のなかにあらわれていると考えられる。「自国における唯一の権力者」という称号のなかに、「皇帝は自」の王国では皇帝である」というセルビア君主の主張を認めうるからである。

専制君主の称号は、中世セルビアの政治思想を俯瞰する手がかりにもなりうる。その理由は、この称号が帝国時代（一二四六〜七一年）のスラヴ語君主文書には認められない点にある。オストロゴルスキーの指摘によれば、この称号は、ビザンツ側からみて「異様」と思われた王国時代に頻出し、⁽³⁹⁾ 反対に、「論理的」と感じられた帝国時代で使用されていない。その原因は、帝国時代にセルビアの君主理念がビザンツの皇帝権思想に近づいた結果、セルビア側で

この称号を用いることができなくなったためであろう。つまり、セルビア君主は専制君主の称号を用いなくなった時点で、「文明世界に唯一の皇帝」が二人も存在しえないことを正しく認識し始めたと考えられる。

帝国時代におけるセルビア君主理念の変化は、一三五五年のドゥシャン帝によるコンスタンティノープル遠征計画にも連動している。この年、ドゥシャン帝はヴェネツィア共和国にコンスタンティノープルの占領計画を持ちかけたが、その最中に熱病で死去したとされる。このとき帝は「自国における唯一の皇帝」から、十全の意味での「アウトクラトル」すなわち「文明世界における唯一の皇帝」になろうとしたのであろう。しかしこうした問題も、次稿の課題としなければならない。

註

- (1) ヒランダル修道院の歴史については、以下を参照。D・メダコヴィチ（共著）／田中一生・鐸木道剛訳、『ヒランダル修道院』、恒文社、一九九五年。
- (2) J. V. A. Fine Jr., *The Late Medieval Balkans: A Critical Survey from the Late Twelfth Century to the Ottoman Conquest*, Ann Arbor, The University of Michigan Press 1987, p.26.
- (3) コトル市の聖ルカ教会は一九五年、すなわち「主人である大ジュパンのネマーニャとその子、すなわちディオク

リアノタムマチヌアノエリウニマノマプリンマノロムナ
王 (rex) ヲモシメハカンノ御世トシ建立せられた。G. Tomović,
“Natpis na crkvi svetoga Luke u Kotoru iz 1195. godine”,
Crkva svetog Luke kroz vjekove, Kotor 1997, str. 26.

(4) Sveti Sava, *Sabrana dela*, ured. i prev., T. Jovanović,
Beograd 1998, str. 158.

(5) *Odabrani spomenici srpskog prava (od XII do kraja)*, ured.,
A.V. Solovjev, Beograd 1926, str. 14.

(6) S. M. Dušanić, *Vladarska ideologija Nemanjića: Diplomatička
studija*, Beograd 1997, str. 65.

(7) P. Stephenson, *Byzantium's Balkan Frontier: A Political
Study of the Northern Balkans, 900-1204*, Cambridge 2000, p.
309-312.

(8) J. V. A. Fine Jr., *op. cit.*, p.47-48.

(9) Sveti Sava, *op. cit.*, str. 186-189.

(10) Iskoni stvorio Bogb nebo i zemlju i človeky na nei, i
blagoslovi je, i dastb imb vlastb na vsēi tvari svoei, i
postavi ovi care, drugie kneze, ini vladiky, i komužde
dastb pasti stado svoje i sbludati e oty vsakoga zbla
nahodeštago na ne. Těmb že, bratie, Bogb přemilostivy
utvrbdi Grcke carbmi a Ugre kralbmi, i kogožde ezika
razdělivb, i zakonb davb, i nrvay ustavy, i vladyky nadb
nimi po nrvay i po zakonu rastavlb svoeju přemudrostiju.
Těmb že po mnozoēi ego i neizměrněi milosti i člově-
koljubiju darova našimb pradědomb i našimb dědomb

セルビア王国成立前夜の政治思想にかんする考察

obladati sijuvb zemlovb Srbbskovb, i vrsakočko Bogb
stroe na unša človekom b hote človeči giběli. I postavi
me veliega župana narečenago vb světěmb křšteni
Stěfana Nemanu, i obnobibb svoju dědinu, i bolše
utvrbdibb Božijuvb pomokiju i svoeju mudrostiju,
danovb mi oty Boga. *Odabrani spomenici.*, str. 11-12.

(11) ostavihb na přestolē moemb i vb hristodavaněmb mi
vladičstvě lubvbnago mi syna Stěfana veliega župana
i sevastokratora, zeti od Boga věnčānago kirb Aleksie
cara Grčbago. *Ibid.*, str. 13.

(12) 聖神和を誦ハハムルハ聖體トシトセハ
D. Obolensky, *Six Byzantine Portraits*, London 1988, p.131,
D. Bogdanović, “Sveti Sava”, *Sabrani spisi od Svetog Save*,
Beograd 1986, str. 23-24.

(13) D. Obolensky, *op. cit.*, p.122.

(14) S. Hafner, *Studien zur alserbischen dynastischen Historio-
graphie*, München 1964, S. 56-57.

(15) 渡辺金一『中世ローマ帝国—世界史を見直す』岩波新
書一九九一年(第六刷)一五五—一七二頁。なお、ビザン
ツの擬制的親族秩序は実際の政治関係も規定した。たとえ
ば一〇世紀のセルビアにおけるジュンペンは、皇帝の臣民と
して、従軍義務を履行し、支配家系の子息を人質としてロ
ンスタンティノープルに差し出す義務を有した。

(16) G. Prinzing, *Die Bedeutung Bulgariens und Serbiens in den
Jahren 1204-1219 im Zusammenhang mit der Entstehung und*

- Entwicklung der byzantinische Teilstaaten nach der Einnahme Konstantinopels infolge des 4. Kreuzzuges*, München 1972, S. 158-159.
- (17) S. M. Dušanić, *op. cit.*, str. 61-62. なお *Dei gratia* については、以下も参照。W・ウルマン／朝倉文市訳、『中世ヨーロッパの政治思想』、御茶の水書房、一九八三年、五二頁。
- (18) S. M. Dušanić, *op. cit.*, str. 68.
- (19) *Ibid.*, str. 79.
- (20) 専制君主の称号については、以下を参照。G. Ostrogorski, "Avtokrator i samodržac", *Vizantija i Sloveni*, Sabrana dela Georgija Ostrogorskog knj. 4, Beograd 1970, str. 281-364.
- (21) S. M. Dušanić, *op. cit.*, str. 64, 68.
- (22) *Ibid.*, str. 68.
- (23) ボモノワール／埴浩訳、『ボヴェジ慣習法書』、埴浩著作集Ⅱ、信山社、一九九二年、三九三頁。国王首位説については、以下を参照。W・ウルマン、前掲書、二二五―二一九頁。
- (24) D. Obolensky, *op. cit.*, p.132 (no.65).
- (25) 国本哲男ほか訳、『ロシア原初年代記』、名古屋大学出版会、一九八八年、一五九頁。
- (26) 同書、三〇七―三〇八頁。
- (27) D. Obolensky, *op. cit.*, p.113-114.
- (28) S. Hafner, *a. a. O.*, S. 56.
- (29) Sveti Sava, *op. cit.*, str. 160-161.
- (30) *Ibid.*, str. 158-159.
- (31) *Ibid.*, str. 148.
- (32) D. Obolensky, *op. cit.*, p.130. なお、教皇庁が *Dei gratia* の教説を直接、聖サヴァに示唆したとは考えにくい。サヴァの『聖シメオン伝』は、教皇庁との関係について何も記述していない。
- (33) Nicholas I Patriarch of Constantinople, *Letters*, eds. and trans., R. J. H. Jenkins, L. G. Westerink, Washington 1973, ep. 8, p.49.
- (34) 渡辺金一、前掲書、五七頁。
- (35) もともとドマニャニッチもビザンツにおける「神の恩寵による統治権の委任」思想を無視してはたわわけではない。この点については、以下を参照。S.M. Dušanić, *op. cit.*, str. 64, *napomena* 119.
- (36) *Domentijan, Život Svetoga Simeona i Svetoga Save*, D. Daničić, Beograd 1865, str. 159-161.
- (37) J. V. A. Fine Jr., *op. cit.*, p.108-109.
- (38) *Odabrani spomenici.*, str. 18.
- (39) G. Ostrogorski, *op. cit.*, str. 338.